

6月のカレンダー

6月5日(火) 区長会(14:00、役場ホール)
 6日(水) 心配ごと相談(13:30、中央公民館)
 9日(土) 健康相談(8:30~12:00、保健婦室)
 11日(月) 人権相談(10:00、中央公民館)
 13日(水) 乳児健診(54年1月生、2月生対象
 13:00~15:00、役場ホール)
 心配ごと相談(13:00、中央公民館)
 15日(金) 村老人クラブ定例会(14:00、中央公民館)
 16日(土) 健康相談(8:30~12:00、保健婦室)
 18日(月) 社会教育委員会(19:00、中央公民館)
 20日(水) 心配ごと相談(13:30、中央公民館)
 区長会(14:00、役場ホール)
 体育指導委員会(17:30、中央公民館)
 村民税第1期納期
 21日(木) 離乳食実習(13:30~16:00、中央公民館)
 23日(土) 健康相談(8:30~12:00、保健婦室)
 25日(月) 北山老人大学(14:00、中央公民館)
 27日(水) 心配ごと相談(13:30、中央公民館)
 婦人リーダー研修会(14:00、中央公民館)
 巡回行政相談(10:00~16:00、役場ホール)
 28日(木) 婦婦相談(13:00~15:00、役場ホール)
 29日(金) 1歳半健診(13:30~15:00、役場ホール)
 30日(土) 健康相談(8:30~12:00、保健婦室)
 国頭地区PTA指導者研修会
 (7月1日まで、リソースステーション)

●村民税第1期の納期は6月2日です。

●6月27日 10時から村役場において「巡回行政相談所」が開設されます。お気軽にご利用下さい。

54年5月16日 セリ市情報 今帰仁村家畜市場

	頭数	総体重	総金額
成立牛	106頭	51,809kg	47,345,000円
不成立	6頭	2,913kg	2,463,000円
計	112頭		
1頭当体重	1頭当金額	1kg当単価	成立率
489kg	446,651円	914円	95%
489kg	410,500円	845円	5%
			100%

国、県、村の仕事について、「納得がない」としてよくわからぬことがあります。しかし、本村の行政相談委員として活動されている小浜孝子さんは、4月より引き続き本村行政相談委員として行政管理庁長官から委嘱され、向う二年間私たちと一緒に生活を明るくして、心配ごと相談ができるよう頑張つたいたくことになりました。

行政相談委員にお気軽に相談を



▲新しい保健婦の真部さん

こんなムダが…



糸状の水 ポタポタ水
1時間で 約8リットル 1時間で 約1リットル

水の大切さは今さらいうまでもありません。水道の水が止まつたら、わたしたちの生活は即座にマヒします。家庭で、学校で、病院で、工場で…いたるところになります。その反面、わたしたちは水道の便利さに慣れて、やる気などはありません。そこで、この機会に今までの水道の利用方法を見直すことをお試しください。

水を受け方 ●●●●●

災害を受けた時の税の減免手続き



災害を受けた時は次の二通りのどちらかの方法で税金の減免が受けられます。

災害減免法による方法

災害で住宅や家財などが損害を受け、その損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上で、しかも、その年の所得金額が400万円以下の場合は、次のような所得税額の軽減または免除が受けられます。

合計所得金額	所得税額
200万円以下の場合	全額免除
200万円超~300万円以下	2分の1の軽減
300万円超~400万円以下	4分の1の軽減

雑損控除による方法

災害で住宅や家財など資産に損害を受け、その損害額が年間所得の10%を超えるときは、その超えた金額が所得金額から控除されます。

雑損控除額の計算

$$\text{損害額} - \left(\frac{\text{損害額}}{\text{補てんされる金額}} \right) \times \text{合計所得金額} = \frac{1}{10} \times \text{合計所得金額}$$

軽減免除を受ける手続き

雑損控除や災害減免法による所得税の軽減・免除は最終的には翌年の確定申告で受けることになっていますが、確定申告前でも次のような方法で、所得税の軽減・免除が受けられます。

給与所得者の場合

サラリーマンが災害を受けた場合、その年の見積合計所得(年間所得)金額に応じて、源泉所得税の徴収猶予や還付が受けられます。

これらの減免を受けるには、徴収猶予の場合、災害を受けた日以後最初に給与をもらう前に勤務先に徴収猶予の申請書を提出し、還付を受けるときは、勤務先で源泉徴収済みの証明書を添えて、還付申請書を所轄税務署に直接提出してください。

事業所得者の場合

事業所得者などで予定納税額のある人が災害を受けたときは、予定納税額の減額申請書を税務署に提出することができます。

この場合、災害を受けた日より、雑損控除による方法か、災害減免法による方法かによって申請書の提出期限が違います。

国民年金の給付には、次のように七種類の年金と死亡一時金があります。

- ①老齢年金
- ②通算老齢年金
- ③障害年金
- ④母子年金
- ⑤準母子年金
- ⑥遺児年金
- ⑦寡婦年金
- ⑧死亡一時金

これらの給付も受けるためには、受給権がある人が、その権利を裁判で確認してもらう必要があります。この裁判請求が認められると、他の年金が支払われるようになります。

この裁判請求が認められると、他の年金が支払われるようになります。

ためには、受給権がある人が、その権利を裁判で認められると、他の年金が支払われるようになります。

年金の支払いは、通常年金は毎年六月と十二月に六ヶ月分づつ、その他は毎年三月、六月、九月および十二月(老齢年金は五月一日)の四回に分けてそれぞれ三ヶ月分づつ。

これは年金の支払いは、年金の受け取り方法によって異なります。

たまに年金の受け取り方法によって異なることがあります。

たまに年金の受け取り方法によって異なることがあります。

たまに年金の受け取り方法によって異なることがあります。

年金の知識

(3)

年金の受け方

必要書類を添えて村役場に提出することになります。裁判請求書は村役場にあります。

年金を受ける権利が確認されると、裁判通知書が村の保健婦として赴任しました。

これが年金の支払いは、年金の受け取り方法によって異なることがあります。

たまに年金の受け取り方法によって異なることがあります。

たまに年金の受け取り方法によって異なることがあります。

たまに年金の受け取り方法によって異なることがあります。

たまに年金の受け取り方法によって異なることがあります。

書と国民年金証書が送られます。

郵便局、農協などで受け取ることができます。

年金を続けて受けるた

めには、毎年一回「国民年金手帳」を提出しなければなりません。

提出期限は、老齢年金と通算老齢年金が二月十五日、その他の年金は五月三十日です。

年金を継続して受けるた

めには、毎年一回「国民年金手帳」を提出しなければなりません。

提出期限は、老齢年金が毎年六月と十二月に六ヶ月分づつ、その他は毎年三月、六月、九月および十二月(老齢年金は五月一日)の四回に分けてそれぞれ三ヶ月分づつ。

これは年金の支払いは、年金の受け取り方法によって異なることがあります。

たまに年金の受け取り方法によって異なることがあります。

たまに年金の受け取り方法によって異なることがあります。



糸状の水 ポタポタ水
1時間で 約8リットル 1時間で 約1リットル